

告示 第1146号

令和8年10月2日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

公示送達について

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が共に不明であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鹿児島市税条例（昭和42年条例第39号）第6条の規定により公示します。

なお、下記の書類は本市総務局税務部特別滞納整理課に保管してありますが、本告示中の該当者には開庁時間中いつでも交付します。

記

1 書類の送達を受けるべき者

氏名（名称） 株式会社 信美

2 送達する書類名

市税等に関する書類（L） 1通

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

また、市税等に関する書類の内容については、別紙をご覧ください。